



1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

◇基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には生徒の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめ問題は、特定の一部の生徒の問題ではなく、どの学級、どの生徒にも起こりうる問題である。

本校では、いじめ問題は学校における最重要課題の一つであると捉えている。早期対応が望まれるが、まずは子どもの気持ちを尊重した上で対応していく。また、生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、生徒自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取り組みを行っていく。

◇学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐために、学校に携わる全職員が、いじめ問題の重要性を認識し、いじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ② 生徒のサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取り組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を図る。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

◇いじめについて

定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

◇基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ア いじめについての共通理解
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成 ～ 道徳教育の推進 ～
- ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意 ～ わかる授業の展開 ～
- エ 自己有用感や自己肯定感を育む ～ 生徒同士が絆を深めるための環境設定 ～
- オ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む
～ 生徒会によるキャンペーン活動等 ～

②いじめの早期発見のための措置

- 日常的な観察
- 教育相談の充実（二者面談：4月下旬・9月上旬
三者面談：7月の夏休み中：全校、10月下旬：3年、12月中旬：1・2年）
- 相談窓口の周知（保健室やスクールカウンセラー、スクールライフカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口（※「浦安市いじめ110番」を含む）
- アンケートによる調査（毎月1回 月末）

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

- ア 校内研修の充実を図る。
- イ スクールカウンセラー、スクールライフカウンセラー等を活用。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する等の措置をとる。

イ 全校集会や保護者会等で、情報モラルに関する啓発活動の実施。

(実施予定)

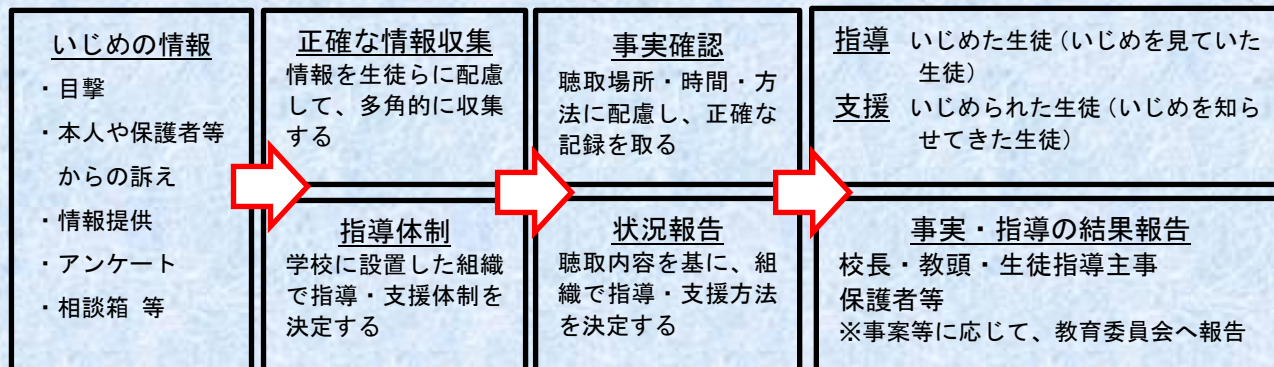
○ネットいじめに関する講演会等の実施

○サイバー犯罪教室の実施

◇組織

いじめの防止等のための対策を実行的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止等対策会議」を設置する。日常の対応については事務局（生活指導部会・教頭）が中心に行う。

◇組織的ないじめ対応の流れ



3 重大事態への対処

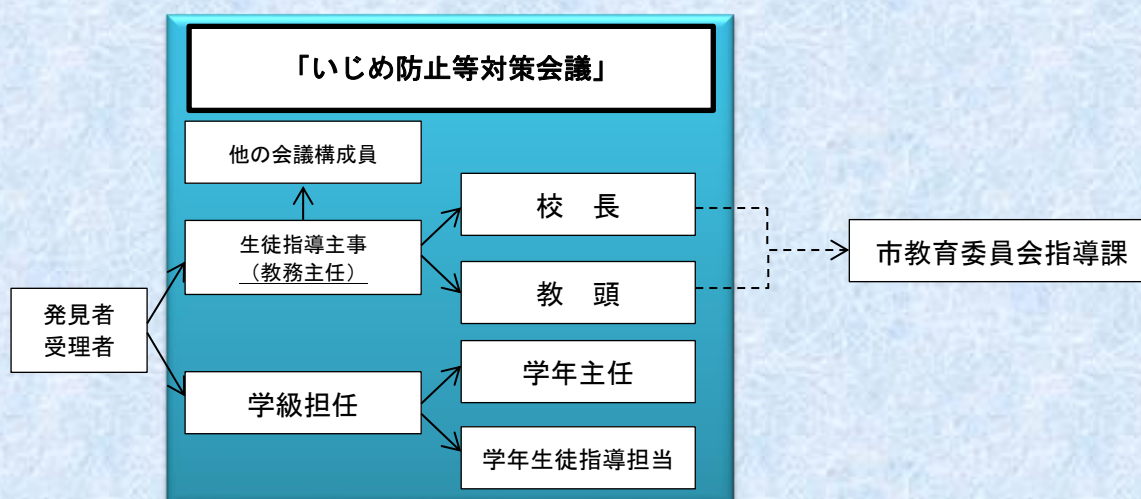
◇重大事態の意味

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったとき
- ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあったとき
- ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

◇対処手順

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会指導課に速やかに報告する。
- ②市教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織を設置する。
- ③調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、適切な支援を図る。
- ⑤調査結果を市教育委員会指導課に報告する。

◇重大事態発生時の連絡体制図



4 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促せるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ①いじめの未然防止や早期発見に係る取り組みに関すること。
- ②いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等に関すること。